

山梨県ミネラルウォーター製造管理指導要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に定めるほか、県の区域（甲府市の区域を除く。）内の施設におけるミネラルウォーターの製造及び管理等についてその指導基準を定めることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第二条 この要綱において対象とするミネラルウォーターは、水のみを原料とする清涼飲料水のうち、食品衛生法第五十五条第一項に基づく清涼飲料水製造業の許可を得た施設において、次の各号に掲げるいずれかの方法により製造したものとす。

- 一 原料として用いる水を殺菌器等で殺菌し又は除菌した後、容器包装に充填し、密栓又は密封したもの。
- 二 原料として用いる水を容器包装に充填し、密栓又は密封したものを、加熱その他の方法により殺菌をしたもの。

(殺菌又は除菌方法)

第三条 ミネラルウォーターを製造する者（以下「製造者」という。）は、原料として用いる水を加熱殺菌方法以外で殺菌又は除菌する場合は、常に殺菌又は除菌装置（紫外線、ろ過膜等）の点検、管理を行い、その装置が適正に作動し、確実に殺菌又は除菌していることを確認するものとする。

(機械器具等の洗浄、殺菌)

第四条 製造者は、ミネラルウォーターの製造に使用する配管及び機械器具等を、作業開始前に薬剤、熱湯又は蒸気により洗浄、殺菌するものとする。

(容器包装の洗浄、殺菌及び保管)

第五条 製造者は、未使用の容器包装をミネラルウォーターの製造に使用する場合は、その容器包装を充てん直前に、薬剤等により十分に洗浄、殺菌し、速やかに充てん打栓するものとする。

ただし、容器製造業者の製品規格書等により容器包装が、殺菌されていることを確認している場合であつて、塵埃、微生物に汚染されないよう保管しているものにあつては、この限りでない。

(賞味期限等の表示)

第六条 製造者は、製造するミネラルウォーター全製品に賞味期限及び適切な保存方法を明確に表示するものとする。

2 安全確保の観点から、期限設定のための試験検査を行い、科学的根拠に基づ

き適正に設定された賞味期限を表示するものとする。

(製品の保存)

第七条 製造者は、製造したミネラルウォーター（以下「製品」という。）についてロットごとに一本以上を、賞味期限後一か月以上経過する日まで保存するものとする。

(製品の安全性の確保のための検査等)

第八条 製造者は、製品について目視等による検査その他食品衛生上の危害の発生を防止するための必要な措置を講じ、その記録を作成し、及びその記録を当該製品の賞味期限後一か月以上保存するものとする。

2 製造者は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十八第六号「検証方法の設定」に基づき製品検査を行う場合においては、別表に定めるところにより実施し、検査の結果を一年間以上保存するものとする。ただし、検査を実施した製品の賞味期限が検査結果後の一年を超えるものにあつては、当該製品の賞味期限に一か月を加えた期間以上とする。

3 製造者は、前項の検査の結果に基づき、次による措置を講ずるものとする。

一 別表の(ハ)から(四)(五)を除く。(三)までの検査の結果が同表の基準値に適合しない場合には、直ちに同一ロットの回収を行うとともに、ミネラルウォーターの製造を中止し、その原因を究明し必要な措置を講ずるものとする。

二 別表の(ロ)の検査の結果が同表の基準値に適合しない場合には、直ちに原因を究明し必要な措置を講ずるものとする。

4 製造者は、原料として用いる水について、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以下「規格基準」という。）に規定する清涼飲料水の製造基準のミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うものに限る。）の原料として用いる水の検査に係る項目の検査を年一回以上実施し、検査の結果を一年間以上保存するものとする。ただし、検査を実施した原料として用いる水を使用して製造した製品の賞味期限が検査結果後の一年を超えるものにあつては、当該原料として用いる水を使用して製造した製品の賞味期限に一か月を加えた期間以上とする。

5 製造者は、前項の検査の結果が規格基準に規定する製造基準に適合しない場合には、直ちにミネラルウォーターの製造を中止し、その原因を究明し必要な措置を講ずるとともに、販売した製品の安全性を確認するものとする。

6 製造者は、自然に、又は掘削によつて地下の帯水層から直接得られた鉱水を原料として用いる水として使用する場合は、源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保には十分配慮し、源地が汚染された恐れがある場合その他必要に応じて、原料として用いる水の水質を把握するために必要な項目について、検査を実施し、検査の結果を一年間以上保存するものとする。検査を実施した原料として用いる水を使用して製造した製品の賞味期限が一年以上のものにあつては、当該原料として用いる水を使用して製造した製品の賞味期限に一か月を加えた期間以上とする。

- 7 製造者は、前項の検査の結果に基づき、次による措置を講ずるものとする。
- 一 規格基準に規定する製造基準に適合しない場合には、直ちにミネラルウォーターの製造を中止し、その原因を究明し必要な措置を講ずるとともに、販売した製品の安全性を確認するものとする。
 - 二 界面活性剤、フェノール類、農薬、PCB類、鉱油、多環芳香族炭化水素の検査結果において、これらが検出された場合には、汚染の原因を解明するとともに、検出されないもののみを原料として用いる水として使用するものとする。
 - 三 フツ素の検査結果において、その濃度が〇・八mg/Lを超えた場合には、保健所長に報告し、表示に係る指導を受けるものとする。
 - 四 レジオネラ属菌を検出した場合及び前各号に掲げる物質以外の有害物質又は病原微生物が検出された場合には、保健所長に報告し指導を受けるものとする。

(その他)

第九条 この要綱によるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成八年五月九日から施行する。

改 正

- 1 平成十六年三月三十一日 一部改正
- 2 平成十八年三月二十七日 一部改正
- 3 平成二十五年九月三日 一部改正
- 4 平成二十七年四月一日 一部改正（ただし、平成二十七年十二月三十一日までに製造された製品については、なお従前の例によることができる。）
- 5 平成三十一年二月十三日 一部改正（ただし、第一条の「県の区域（甲府市の区域を除く。）内」は、平成三十一年三月三十一日までの間、「県の区域内」とする。）
- 6 令和二年六月一日 一部改正
- 7 令和三年六月一日 一部改正（ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができる者とされた者については、第三条に規定する製造者とみなし、この要綱の規定を適用する。この場合において、第二条中「食品衛生法第五十五条第一項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項」と読み替えるものとする。）
- 8 令和三年十二月二十八日 一部改正（ただし、施行日前に製造された製品については、別表の(四)、(五)、(六)及び(七)を適用しないものとし、(四)の基準値については、なお従前の例によることができる。）

9 令和六年四月十八日 一部改正（ただし、施行日前に製造された製品について(+)の基準値は、従前の例によることができる。）

別表

| 検査項目 | | 基準値 | 試験法 (注一) | 実施回数 |
|-------|--------------------|--------------|-------------|---------------|
| (一) | 混濁、沈殿物又は固形の異物 | 認めないこと | 試験法一 | 年四回以上 (注二) |
| (二) | 大腸菌群 | 陰性 | 試験法二 | |
| (三) | 細菌数 | 一〇〇〇／mL以下 | 試験法一 | |
| (四) | スズ | 一五〇・〇ppm以下 | 試験法三 | 年一回以上 (注三) |
| (五) | アンチモン | 〇・〇〇五mg／L以下 | | 年一回以上 |
| (六) | カドミウム | 〇・〇〇三mg／L以下 | | |
| (七) | 水銀 | 〇・〇〇〇五mg／L以下 | | |
| (八) | セレン | 〇・〇一mg／L以下 | | |
| (九) | 銅 | 一mg／L以下 | | |
| (十) | 鉛 | 〇・〇一mg／L以下 | | |
| (十一) | バリウム | 一mg／L以下 | | |
| (十二) | ヒ素 | 〇・〇一mg／L以下 | | |
| (十三) | マンガン | 〇・四mg／L以下 | | |
| (十四) | 六価クロム | 〇・〇二mg／L以下 | | |
| (十五) | 亜塩素酸 | 〇・六mg／L以下 | | |
| (十六) | 塩素酸 | 〇・六mg／L以下 | | |
| (十七) | クロロ酢酸 | 〇・〇二mg／L以下 | | |
| (十八) | クロロホルム | 〇・〇六mg／L以下 | | |
| (十九) | 残留塩素 | 三mg／L以下 | | |
| (二十) | シアン(シアンイオン及び塩化シアン) | 〇・〇一mg／L以下 | | |
| (二十一) | 四塩化炭素 | 〇・〇〇二mg／L以下 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|-------------|----------------------|---------------|----------------|-------------------------|---------------|---------------|-------------------|----------------|---------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--|--|----------------|----------------|---------------|
| (四十五) | (四十四) | (四十三) | (四十二) | (四十一) | (四十) | (三十九) | (三十八) | (三十七) | (三十六) | (三十五) | (三十四) | (三十三) | (三十二) | (三十一) | (三十) | (二十九) | (二十八) | (二十七) | (二十六) | (二十五) | (二十四) | (二十三) | (二十二) | |
| 味 | 有機物等（全有機炭素） | ホルムアルデヒド | ホウ素 | ベンゼン | ブロモホルム | ブロモジクロロメタン | フッ素 | ヘキシル） フタル酸ジ（二・エチル | トルエン | トリクロロ酢酸 | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 総トリハロメタン | 性窒素 硝酸性窒素及び亜硝酸 | 亜硝酸性窒素 | 臭素酸 | ジブロモクロロメタン | ジクロロ酢酸 | ジクロロメタン | シス・一、二・ジクロロ エチレン及びトランス・ 一、二・ジクロロエチレ ン | シス・一、二・ジクロロ エチレン及びトランス・ 体の和として○・○ 四 mg / L 以下 | ジクロロメタン | 一、二・ジクロロエタン | 一、四・ジオキサ ン |
| 異常でないこと | 3 mg / L 以下 | ○・○八 mg / L 以下 | 5 mg / L 以下 | ○・○一 mg / L 以下 | ○・○九 mg / L 以下 | ○・○三 mg / L 以下 | 二 mg / L 以下 | ○・○七 mg / L 以下 | ○・四 mg / L 以下 | ○・○三 mg / L 以下 | 下 ○・○四 mg / L 以 下 | ○・一 mg / L 以下 | ○・一 mg / L 以下 | ○・○四 mg / L 以下 | ○・○一 mg / L 以下 | ○・一 mg / L 以下 | ○・○三 mg / L 以下 | ○・○二 mg / L 以下 | シス体とトランス 体の和として○・○ 四 mg / L 以下 | ○・○三 mg / L 以下 | 下 ○・○四 mg / L 以 下 | ○・○一 mg / L 以下 | ○・○四 mg / L 以下 | |

| | | | | | |
|-------------|---------|-------------|------|-------------|------|
| (四十六) 臭気 | 異常でないこと | (四十七) 色度 | 五度以下 | (四十八) 濁度 | 二度以下 |
|-------------|---------|-------------|------|-------------|------|

注 一 試験法に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

試験法一 食品衛生検査指針に規定する各検査項目に応じた試験法をいう。

試験法二 規格基準第一食品D各条の清涼飲料水の項中に規定する大腸菌群試験法をいう。

試験法三 「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について（平成二十六年十二月二十二日食安発一三二二第四号厚生労働省医薬

食品局食品安全部長通知）」の別添に規定する各検査項目に応じた

試験法をいう。

二 四回以上のうち一回は、(四)から(四十八)までに掲げる項目の検査に併せて実施するものとする。

三 金属製容器包装入りのものに限る。